

農業委員会等交付金等交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 7 年 4 月 15 日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県規則第70号

農業委員会等交付金等交付規則の一部を改正する規則
農業委員会等交付金等交付規則（昭和31年香川県規則第41号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（実績報告） 第 8 条 略 <u>（交付金等交付決定前の事業の着手）</u> <u>第 9 条 交付金等の交付を申請した者は、交付金等交付対象事業について、</u> <u>その円滑な実施を図る上でやむを得ない事情により交付金等の交付決定前</u> <u>に着手する場合には、着手予定日その他別に定める事項を記載した書類を</u> <u>知事に提出しなければならない。</u> （財産の管理） <u>第10条 略</u>	（実績報告） 第 8 条 略 （財産の管理） <u>第 9 条 略</u>

附 則
この規則は、公布の日から施行する。